

昭和55年 11 月10日号

広報 ちはやあかさか

▷人の動き◁

世帯数および人口

(昭和55年10月末日現在)

世帯数	1,816戸
人口	7,433人
男	3,612人
女	3,821人

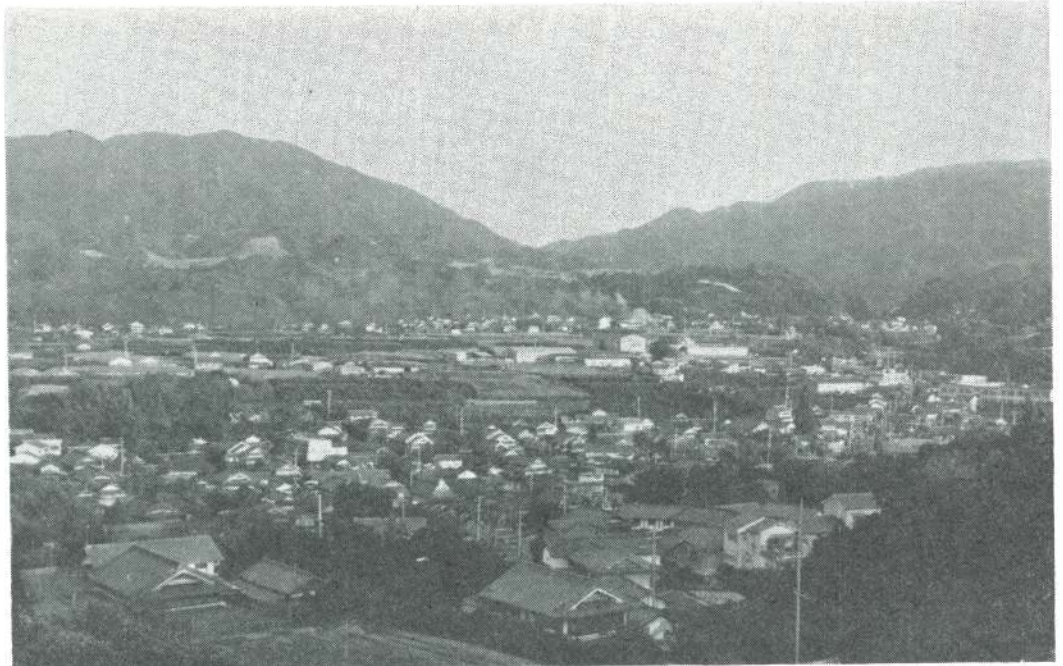
(1) 第100号 □発行 千早赤阪村役場 ☎(07217) 2-0081 編集 観光課2-1447

＜電話メモ＞

自然休養村管理
センター ②1447～8
小吹台連絡所 ②7600
診療所 ②0038
金剛山ロープウェイ
④0128

多聞小学校 ④0102
多聞幼稚園 ④0137
千早小学校 ②0050
千早幼稚園 ②0020
小吹台小学校 ②7100
小吹台幼稚園 ②7219
赤阪小学校 ②0205
赤阪幼稚園 ②0356
千早赤阪中学校 ②0004

千早駐在所 ④0112
東阪駐在所 ②0562
赤阪駐在所 ②0563
富田林消防署(緊急時)
07212 ④-8199



地方自治と広報

一〇〇号記念を祝してー

村民の皆様には益々御清祥のことと御欣び申し上げます。

「広報ちはやあかさか」が昭和四十一年一月に創刊されて本月号で一〇〇号を迎えることになりました。

急激な政治・社会・生活環境の変化に対処して広報紙も従来の単なる行政機関の情報メカニズムではなく今や住民参加という行政と村民との間に一体感を作りあげる新しい使命を帯びてまいりました。

そこで一〇〇号記念を契機として、マンネリ化することなく新しい発想をもって「明るく住みよい魅力ある村づくり」をめざすメディアとして、より充実進展を期してまいりますので、村民の皆様には従前にもまして御協力たまわります様お願いいたします。

千早赤阪村長 山本 庄三

〔今月号の内容〕

◆ 議会の動き	2 頁	◆ 愛の献血にご協力ありがとうございました	7 頁
◆ 千早赤阪村総合計画④	3 頁	◆ 婦人会だより	7 頁
◆ 国勢調査にご協力ありがとうございました	4 頁	◆ 善意の募金にご協力を	7 頁
◆ 人権週間	4 頁	◆ 千早赤阪村母子家庭給付金申請について	7 頁
◆ 防犯教室開催される	5 頁	◆ 国民年金の年金額が引き上げられました	8 頁
◆ 退職金制度の確立を	6 頁	◆ 私たちと国民年金	8 頁
◆ 大阪府中小企業融資の年末における申込み期限について	6 頁	◆ 村税メモ	8 頁
◆ 秋の全国交通安全運動	6 頁	◆ 野山の神仏③	9 頁
		◆ 心と力をひとつに	10 頁
		◆ 就学時の健康診断実施	10 頁
		◆ 歳時記	10 頁

議会の動き

昭和五十五年第三回千早赤阪村議会定例会は、去る九月十六日から二十二日までの七日間の会期を持ち、十三案件について慎重審議をした結果、第一号請願を除いて十二案件について原案どおり可決又は採択されました。議決案件等については次のとおりです。

▽第二十八号議案（即日原案可決）
千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について

（議会議長月額「十三万円」を「十六万円」、同副議長月額「十一万円」を「十三万円」、同議員月額「十万円」を「十二万円」、区長月額「六万円」を「七万円」、実行組合長月額「一万五千元」を「二万円」、教育委員会委員長月額「六万円」を「八万円九千元」、同委員長月額「六万円」を「七万六千元」、選挙管理委員長月額「四万五千元」を「四万七千元」、同委員長月額「二万五千元」を「四万円」、農業委員会委員長月額「六万円」を「八万四千元」、同委員長月額「五万円」を「六万六千元」、公平委員会委員長月額「七千元」を「一万二千元」、同委員長月額「七千元」を「一万二千元」、固定資産審査委員会委員長月額「三千元」を「六千元」、統計調査員月額「五千元」を「八千元」、監査委員月額「二万五千元」を「六万円」、同（議会議長）月額「一万五千元」を「五万円」、消防団長月額「九万円」を「十万円」、消防副団長月額「七万円」を「七万五千元」、消防分団長月額「四万五千元」を「六万円」、消防副分団長月額「三

万五千元」を「四万五千元」、団員月額「二万五千元」を「三万円」、体育指導員月額「一万五千元」を「二万円」、青少年指導員月額「五千元」を「九千元」、国民健康保険運営協議会委員長月額「七千元」を「一万円」、国民年金委員月額「七千元」を「一万円」、特別職報酬等審議会委員月額「三千元」を「六千元」、村史編さん委員長月額「十万円」を「十二万円」、同委員長月額「二万円」を「二万五千元」、青少年問題協議会委員月額「五千元」を「八千元」に改正年額及び日額の定めのあるものについては昭和五十五年四月一日から、または月額の定めのあるものについては昭和五十五年七月一日から適用されます。

▽第二十九号議案（即日原案可決）

特別職の職員の給与に関する条例の改正について

（村長「三十九万円」を「四十万四千元」、助役「二十四万五千元」を「二十八万五千元」、収入役「三十二万五千元」を「三十六万円」に改正。この条例については昭和五十五年七月一日から適用されます。）

▽第三十号議案（即日原案可決）

教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の改正について

（教育長「二十八万円」を「三十五万五千元」に改める。ただし管理職手当は支給しない。ということ。この条例については昭和五十五年七月一日から適用されます。）

▽第三十一号議案（即日原案可決）
土地開発基金条例の改正について

（土地開発基金の額「七・八三三万二千元」を「七・九四六万六千元」に改正。）

▽第三十二号議案（即日原案可決）

千早赤阪村国民健康保険条例の改正について

（長期譲渡所得についての保険料の特例であった附則第四項中「昭和五十年から昭和五十六年度までの各年度分の保険料に限り」を削除することです。）

▽第三十三号議案（即日原案可決）

千早赤阪村印鑑条例の改正について

（今回の印鑑条例の改正は、条文の字句を現代版に改めるものであって、申請なり請求、交付等は一切の事務は改めるものではないということ。）

▽第三十四号議案（即日原案可決）

職務に専念する義務の特例に関する条例制定について

（地方公務員は地方公務員法により職務専念義務が課せられています。ただし、法律又は条例に特例のある場合はその義務が免除されます。その免除規定についての新規条例制定です。）

▽第三十五号議案（即日原案可決）

昭和五十五年発生の農業用施設災害復旧事業施行について

（今年六月初旬の集中豪雨により発生した農業用施設農道二箇所、の復旧事業です。その箇所はスベリコミ農道、北ノ坂農道の二箇所）

▽第三十六号議案（即日原案可決）

昭和五十五年千早赤阪村一般

会計歳入歳出補正予算について

（現計予算に歳入歳出それぞれ五・二二万円を追加して、歳入歳出予算の総額を十二億二・六一九万五千元です。歳出の主なものは人件費関係です。条例改正に伴う報酬費用弁償額で八〇四万五千元物件費関係では小吹台小学校賃借料で四・二二七千元、小・中学校理科教育等施設整備費で一・七二二千元。補助費関係では消防詰所改良補助金（四分団×三十万円）で二・二〇万円、投資及び出資金関係では水道会計予算へ三・三〇万円の投資、普通建設、災害復旧事業関係ではカーブミラー、ガードレール追加工事一・〇〇万円、庁舎用高低圧変電器取付工事一・八二万円、地域農政整備事業費（菖蒲谷、大平井尾上農道）四・七七万円、赤阪城址線舗装工事等四・三三万円、村道西峯唐谷線改良工事追加分七・四〇万円、防火水槽工事追加分一・三五七千元、六月豪雨による農業用施設農道二箇所の災害復旧工事一・五五万円です。）

▽第三十七号議案（即日原案可決）

昭和五十五年千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算について

（事業勘定に歳入歳出それぞれ三万一千円を追加して歳入歳出予算の総額を二億二・八二五万二千元とし、直営診療施設勘定に歳入歳出それぞれ一万円を追加して歳入歳出予算の総額は四・七二九万六千元です。歳出の主なものは事業勘定では条例改正に伴う国保運営委員の差額二万七千元、直診勘定では尿浄化槽維持管理検査料一万円です。）

▽第三十八号議案（即日原案可決）

昭和五十五年千早赤阪村水道事業会計歳入歳出補正予算について
（資本的収入及び支出に補正額六・〇〇万円を追加して、資本的収入一・四〇〇万円、資本的支出一・八八四万四千円です。支出の主なものは小吹地区村道工事に伴う送水管布設工事一・一〇〇万円です。）

▽ロープウェイ問題対策特別委員会の設置について

ロープウェイの不良債務の返済を目的とするロープウェイ問題対策特別委員会を設置。委員長に大溝議員、副委員長に道城議員、委員に山口議員、松本議員、東條議員、山田議員が選出されました。

▽第一号決議案（即日原案採択）

「同和对策事業特別措置法」期限延長に伴う附帯決議の即時具体化に関する要望決議について

▽第一号請願（継続審査）
同和对策協議会の早期再開による国付付格決議具体化と同和对策事業特別措置法の民主的改正と延長に関する請願について

人事異動

十一月一日付で左記のとおり人事異動を行われました。

（内は旧職。）

総務課長 大向 保

税務課長 岩橋 典彦

教育委員会次長 谷 政一

出納室長 正川 育三

（総務課長）

（教育委員会次長）

千早赤阪村総合計画 ④

基本構想 — その③ —

人口の将来予測

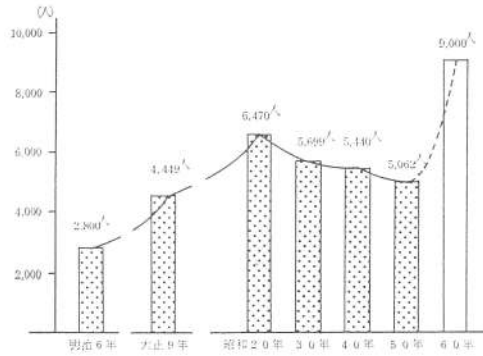
人口の推計

村の人口は昭和五〇年で約五、〇〇〇人で戦後年々減少の傾向にありました。

しかし昭和五〇年の小吹台入居に伴い人口は増加に転じ、昭和五五年十月現在 七、四〇〇人であり

ます。

(図1)



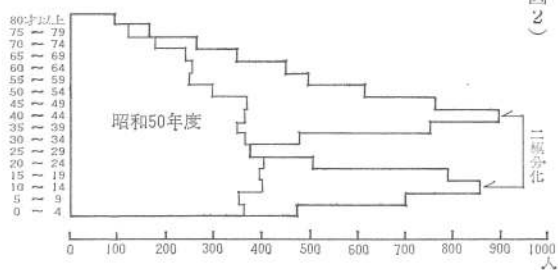
昭和六〇・六五年度の人口を推計しますと図一表の通りになります。

年令階層別人口推計

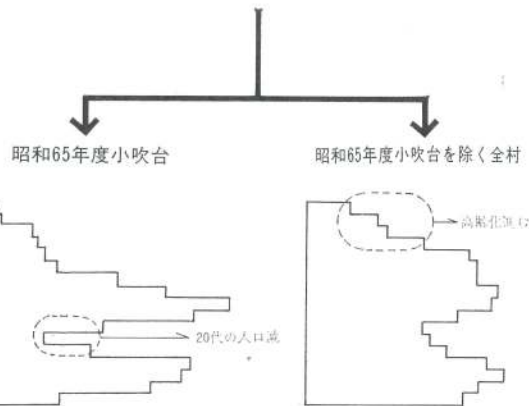
次に昭和六五年度の年令階層別人口比率をみてみると次の通りです。

一方小吹台を除く全村の昭和六五年度の老令人口指数(六五才以上の人口の一五ノ六四才人口に対する割合)は約二〇であり、小吹台団地の入居により若干年令人口指数は低下していますが、依然として村民の高令化現象は続くものと

昭和65年度全村



(図2)



①全体的に二〇代後半、三〇代前は、

計画目標人口の設定

前記の標準推計によりますと、本村の人口は約八、〇〇〇人、九、〇〇〇人、程度と予測されます。八、〇〇〇人の場合は、今後新規の住宅開発はなく、かつ若年層の流出が依然として続く場合の例で一方九、〇〇〇人の場合は同様に新規の住宅開発は見込まないが、若年層等の流出はあまりない場合の例であります。

以上より今後、村の産業振興・村民生活の充実等を通じ若年層の

村内定着に努めるものとし、昭和六五年の計画目標人口を九、〇〇〇人と設定いたします。

(表)

年 齢 層	昭 和 5 0 年 (国勢調査)			昭 和 5 5 年			昭 和 6 0 年			昭 和 6 5 年		
	小吹台地区	小吹台を除く全村	計 (%)	小吹台地区	小吹台を除く全村	計 (%)	小吹台地区	小吹台を除く全村	計 (%)	小吹台地区	小吹台を除く全村	計 (%)
0 - 4	—	356	(7.0)	135	360	(7.1)	330	350	(7.7)	135	330	(7.5)
5 - 9	—	347	(6.9)	330	360	(7.2)	390	410	(9.1)	330	360	(7.8)
10 - 14	—	396	(7.8)	155	350	(7.2)	410	380	(8.9)	390	415	(9.1)
15 - 19	—	393	(7.8)	70	360	(6.1)	205	350	(6.3)	410	375	(8.9)
20 - 24	—	398	(7.9)	50	330	(5.4)	105	330	(4.9)	205	295	(5.6)
25 - 29	—	371	(7.3)	190	350	(7.7)	225	265	(5.5)	105	260	(4.1)
30 - 34	—	359	(7.1)	285	370	(9.3)	420	300	(8.1)	225	245	(5.3)
35 - 39	—	346	(6.8)	275	370	(9.2)	495	375	(9.8)	420	320	(8.4)
40 - 44	—	353	(7.0)	200	350	(7.8)	355	400	(8.5)	495	385	(9.9)
45 - 49	—	357	(7.1)	85	350	(6.2)	260	255	(7.0)	355	400	(8.5)
50 - 54	—	287	(5.7)	65	355	(6.0)	130	350	(5.4)	260	355	(6.9)
55 - 59	—	248	(4.9)	65	280	(4.9)	115	355	(5.3)	130	355	(5.5)
60 - 64	—	250	(4.9)	55	230	(4.1)	100	280	(4.3)	105	345	(5.1)
65 - 69	—	230	(4.5)	20	215	(3.3)	140	215	(4.0)	90	250	(3.8)
70 - 74	—	172	(3.4)	10	190	(2.8)	20	180	(2.3)	85	170	(2.9)
75 - 79	—	116	(2.3)	5	130	(1.9)	5	150	(1.8)	10	150	(1.8)
80 才以上	—	83	(1.6)	5	70	(1.1)	5	80	(1.0)	5	90	(1.1)
合 計	—	5,062	(100.0)	2,000	5,020	(100.0)	3,710	5,125	(100.0)	3,755	5,100	(100.0)

国勢調査に

ご協力ありがとうございました

ご協力ありがとうございました

みなさまのご協力のおかげで無事調査を完了することができました。

この調査の結果は、総理府統計局において集計されます。全国都道府県別、市区町村別の人口は、昭和五十五年十二月にパーセン

パパにママ ボクも書いたね国勢調査



国勢調査

本村の大字別、男女別人口は、十二月の広報に掲載予定です。

50 55 60
昭和 昭和

私立高校・私立大学の

入学資金を

お貸しします

資格

来年少私立高校・私立大学（短大を含む）へ進学を希望する生徒の保護者。

ただし、所得制限があります。

貸付額・募集人員

私立高校 十四万円 一五〇〇名
私立大学 十八万円 五〇〇名
（いずれも無利子）

募集期間

五十五年十二月月中旬～五十六年一月中旬

ただし、高校の併願者については、五十六年二月二十日頃までとする。

申込用紙

在学（出身）の中学校・高校にありますが

お問合せ

在学（出身）校又は、大阪府育英会（電話〇六一九三三一一八一九）育英奨学事業の充実を図るため、府民各界各層の方々からの寄附をお待ちしております。寄附のお問合せは、大阪府育英会へ。

人権週間

12/4 ~ 12/10

お気軽にご相談ください。

来る十二月十日は、世界人権宣言が国連で採択された日です。毎年この日を「人権デー」として我が国でも十二月四日から十日までを人権週間として、人権意識高揚の行事を行なっています。

●人権とは：

かんたんに言って「人が幸せに生きるのに必要な固有の権利」ということができます。この権利は自分と同じように他人も持ち合わせており、お互いに尊重しなければなりません。

しかし、いまなおさまざまな偏見や、不合理な理由によって、家庭や、職場、地域社会など身近かな生活の中で、人が幸せを求め、豊かな生活をという願いが不当にも侵されたり、差別されている事実がみられます。

いまここで、あらためて一人ひとりが自らの心の中を点検し、それぞれの立場で、さまざまな偏見を打ち破り、あらゆる差別を解消するため、不断の努力をしていくことが必要です。

さあ、みんなで、もう一度次のような事がらを考えなおしてみましよう。

特設人権相談日

◎日時 十二月八日(月)

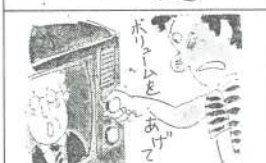
◎場所 午後一時～四時まで
役場二階会議室◎相談員 大阪法務局堺支局職員
村人権擁護委員葛本 清 脩氏
伏井 猛 郎氏

村民のみなさん！人権問題について感じたり思うことがあれば、

①差別をしていますが一人ひとり自らの心の中を点検を

②お互いに相手の立場を考えて豊かな人間関係をつくろう

③婦人活動分野をひろげよう



防犯教室開催される

さる十月二十日、自然休

養村管理センターにおいて
全国防犯運動の一環として
村防犯委員会と村主催によ
り、防犯教室を開催いたし
ました。

講師に富田林警察署の防
犯課長を迎え、婦人会（出
席者五十三名）を対象とし
て、家庭防犯についての講
話をしていただき、そのあ
と映画「狙われるあなた」
を上映し、盛況のうちに終
りました。

防犯については、だれも
が無関心では自分たちの安
全を守ることはできず、み
んなが防犯意識を高め、お互い
力を合わせる互助防犯が必要で、
本村ではこれから特に収穫季には
いり、留守がちになることが多く
なる為、あき果・しのび込み・自
転車どろぼう・押しうり等に注意
し、「住まいのカギかけ」「自動
車のキー抜き」を徹底し、押しう
り等の不審な人を見かけたら、地
区の防犯委員、駐在所に連絡する
など、みんながお互いに助けあう
ことにより、いっそうの防犯意識
と連帯感を高めていただきたいと
思います。



最近の村内事件数

年度	件数	内 訳
5 3	3 0	どろぼう 29件 強制わいせつ 1件
5 4	1 0	どろぼう 10件
5 5 1~9月迄	2 2	どろぼう 18件 知能犯(さぎ) 3件 住居侵入 1件

千 早 赤 阪 村 防 犯 委 員

千早支部(受持 千早駐在所 電話 (4)0112)				地 区	氏 名	住 所	電 話
地 区	氏 名	住 所	電 話	第3地区	宮 本 鹿 信	中津原675	(2) 0301
第1地区	井ノ本 熊 雄	千早651	(4) 0103	"	田 中 博	" 35	(2) 0722
"	田 中 善 行	" 196	(4) 0083	第4地区	植 田 逸 治	小吹 86	(2) 0704
"	山 田 忠 廣	" 1039	(4) 0007	"	児 玉 巧 八	" 68の483	(2) 7004
"	松 本 晴 次	" 674	(4) 0008	"	屋 田 幸 雄	" 68の349	(2) 7001
"	豊 田 圭 郎	" 187	(4) 0190	"	丸 山 圭 司	" 68の352	(2) 7015
"	水 谷 好 美	" 777	(4) 0033	"	福 島 たか子	" 68の95	(2) 7441
第2地区	伏 井 貞 一	東阪610	(2) 0716	"	山 道 俊	" 68の160	(2) 7140
"	矢 倉 武 一	" 1091	(2) 0536	赤阪支部(受持 赤阪駐在所 電話 (2)0563)			
"	清 井 千代子	" 1046	(2) 0538	第1地区	建 石 光 彦	森屋348の1	(2) 0227
"	清 井 醇 一	" 577	(2) 0570	"	武 部 義 一	" 919の1	(2) 0203
東阪支部(受持 東阪駐在所 電話 (2)0562)				"	井 上 昭 司	" 448	(2) 0179
第1地区	道 田 一 次	吉年102	(2) 0724	"	葛 本 清 脩	" 999	(2) 0806
"	道 城 武 司	" 175	(2) 0824	"	井 上 武 彦	" 451	(2) 0177
"	尾 谷 文 子	" 252の甲	(2) 0850	"	東 條 進 一	" 379	(2) 0226
"	大 橋 慶 二	東阪1208	(2) 0500	"	菊 井 弘	" 376	(2) 0127
"	大 橋 良 一	" 178	(2) 0210	"	北 野 義 雄	水分132の1	(2) 0855
"	千 福 儀 一	" 179	(2) 0927	第2地区	阪 上 俊 春	川野辺149	(2) 0934
"	田 中 平 治	小吹68の178	(2) 0130	"	仲 野 成 一	水分67の4	(2) 0040
第2地区	木ノ本 雅 伸	" 495	(2) 0730	"	大 溝 嚴	" 475の甲	(2) 0700
"	谷 三 治	" 636	(2) 0636	"	国 本 森 人	" 55	(2) 1170
"	保 田 雄 一	" 196	(2) 0167	"	岡 山 真 美	" 358	(2) 0354
"	倉 畑 京 光	" 162	(2) 0701	第3地区	新 田 勇	三河原辺238	(2) 0775
第3地区	杉 田 慶 輝	中津原49	(2) 0030	"	新 田 武 子	" 119	(2) 0008
"	鎌 谷 勇三郎	" 29	(2) 0314	"	奥 田 治	桐山561	(2) 0810
"	長 谷 俊 章	" 302の1	(2) 0316	"	吉 田 博 次	" 515の1	(2) 0268
"	尾 崎 ミツエ	" 502	(2) 0306	"	尾 上 庄 治	" 443	(2) 0052

し尿処理施設の

増設工事が完成しました

現在、村では本村を含む一市四町一村で運営している、し尿処理場（富田林市外五カ町村環境衛生施設組合）で、し尿の最終処理を行っておりますが、人口の増加及び改良便所の普及等により、その収容量は増加の一途をたどり、今までの施設の能力（一日二〇〇㎥）では、処理しきれなくなりましたので、昭和五十四年度・五十五年度の二カ年継続事業として処理能力七二㎥（完成後は能力二七二㎥）の増設工事を進めて参りましたところ五月末をもって完成し、新旧機械との調整等試運転も順調にはこび十月より本格的に稼動に入りました。

この工事では、放流水の水質の保全のため、オゾン処理による脱色及び窒素除去等の高度処理装置を導入した近代設備でし尿処理工程で発生するあらゆる公害をなくす完璧な処理が出来ることと充分期待いたしております。

しかしながら、今後都市圏の拡大とあいまって処理対象人口も増加の一途をたどることと思われるので、村民の皆様方には誠に恐縮ですが、雨水の便槽への流入、またビニール製品類、布切等の便槽への投入にご留意くださいまして処理場の運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本増設工事の財源につきましては別図のとおりとなっております。



退職金制度の確立を！

中小企業退職金制度が法律の改正（本年十二月一日実施）で一段と内容が充実されます。

近年、労働福祉の増進がさげられる中で、退職金制度も漸次普及がすすんできました。

しかし、依然として退職金制度をもたない企業や、制度はあっても規程化されず慣行などで支払われている場合、さらに退職時に不払いとなるケースも数多く見受け

られます。

中退金制度は、国の制度で安全であるうえ、いざというときに退職した従業員へ確実に支払われる点で、労使双方から喜ばれております。

このたびの法律の改正で、内容も拡充されましたので、この機会に中小企業者の皆様のご利用をおすすめします。

本制度には次の特色があります

- ① 国の制度なので安全、確実。
 - ② 退職金には、国の補助金がつきます。
 - ③ 福利厚生施設を設置する場合の資金を低利で受けられます
- なお掛金は法人の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として取扱われますので節税となります
- くわしいことは、大阪府長野政事務所（☎〇七二一五二二四二八）または大阪府労働福祉課管理指導係（☎〇六一九四一〇三五、内線二八七二）へお問い合わせください。

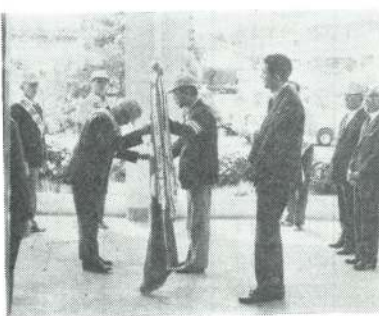
秋の全国交通安全運動

「交通安全の誓い 市(区)町村リレー」 盛大に行なわれる

大阪府下全域にわたり、去る九月二十日～九月三十日までの間に各市(区)町村の行う交通安全大会等各種行事の一層の盛り上げを図る「交通安全の誓い市(区)町村リレー」が展開され、九月二十九日、助役をはじめ、副議長、交通安全指導員、富田林警察署長、



交通課長、駐在所員の出席のもとに河内町より、大阪府知事のメッセージ・ペナントの受領式が庁舎



本村では、大阪府中小企業融資の申込み受けをしています、年内に融資を希望される方は、十一月二十日までに役場産業建設課へ申込んでください。

（小規模企業あつせん融資、中小企業あつせん融資とも）

なお、千早赤阪村中小企業あつせん融資も同様に取扱います。

大阪府中小企業融資の 年末における申込期限 について

玄閣で行なわれ、翌日白バイを先頭に村内の広報パレードを行ない河内長野市長にメッセージ・ペナントを伝達しました。

今後皆様の一層の御協力により交通事故のないようにお願いいたします。

愛の献血にご協力

ありがとうございました

去る十月二十一日の献血には多数の皆さんのご理解とご協力をいただき、次のとおり結果となりましたのでお礼とご報告いたします。

受付数 七十六名
献血数 七十三名

◎献血は尊い生命のわがちあい

献血の大切さは理解していてもいづつも案外に無関心です。

いざ血液が必要となったとき、あわてて献血手帳を集めるという例が少なくありません。

人工的につくることのできない血液のことを考えると、機会ある度に献血し、万一のときに備える習慣を身につけたいものです。

同時に社会の一員として、また健康であることに感謝する気持ちで、尊いあなたの血液を世のため、いざというときのあなた自身のため、そして、あなたを愛するご家族のために献血の参加をお願いいたします。

このような献血の必要性をかんがみ、次回の献血日はつぎのとおりとなっております。

◎次回献血日

昭和五十六年三月二十七日(金)
午前十時四十分～正午

千早農協選果場前

午後一時三十分～三時

千早赤阪村役場前

◎お問い合わせ

千早赤阪村献血推進協議会

電話二一〇〇八一

婦人会だより

去る十月八日婦人会消費問題部では「清潔な家庭生活」をテーマに洗たくの講習会を実施しました。

参加者五十五名、私達主婦にとって一日として欠かせない仕事だけに関心も深く熱心に話に聞きいておられる姿に接し本当にうれしく存じました。

講習会では合理的な洗たくの仕方について教えていただき、洗剤の上手な使い方の一つとして計量コップを作りました。つい量るのが面倒でと目分量で入れ洗剤を使いすぎていること、洗剤の使い過ぎがすすぎの手間になりひいては水の使いすぎにつながる事等、また節水のため風呂の湯を使う等、いろいろ合理的な方法を取り入れなければならぬと思いました。昔と違いいろいろな化学繊維の衣類が出来ている現在また、それ



に付随していろいろな洗剤、漂白剤が出回っていますが、使用方法を間違えたためせっかくの衣類を台なしにしてしまったこと等経験されたと思います。

そのために必要なのは洗剤に書いてある説明書と衣類についてある取扱説明表示マークをよく見て洗たくが大切だと思えました。

洗たくはちよつとの工夫の仕方、衣類を長持ちさせ、また毎日の事だからちよつとの工夫で、いろいろな節約につながることを痛感させられました。

受講くださった一部の方からも「大変よかったです」とのお声をいただき大変うれしく存じました。

ご受講くださいました皆様方、本当にありがとうございました。(消費問題部)

善意の募金にご協力を

歳末助け合い運動

恒例の「歳末助け合い運動」が本年も十一月一日から十五日まで繰り広げられます。

皆さんから寄せられる善意の募金は、歳末に見舞金・品として、村内の生活困窮世帯、施設入所者、就学援助児童、ねたきり老人などに配分されます。

皆さんの善意は、村民全員が明るく楽しいお正月を迎えていただくために役立ちます。皆さんのご協力をお願い致します。

◎実施主体

千早赤阪村共同募金会

◎協力団体

千早赤阪村民生委員協議会

◎募金受入窓口

地区担当民生委員及び共同募金

会事務局(役場住民課内)で受付けております。

◎お問い合わせ

千早赤阪村共同募金会事務局まで電話二一〇〇八一

千早赤阪村

母子家庭給付金の申請について

▼給付金の受けられる人

母子家庭(配偶者のない女子)において現に児童(十八歳に満たない者)を養育している人で、十一月一日現在、引き続き六カ月以上村内に居住し、かつ住民基本台帳に記載されている人に対して支給します。

▼給付金の額

児童一人を養育しているとき
年額一〇〇〇〇〇円
児童二人を養育しているとき
年額一五〇〇〇〇円
児童三人以上を養育しているとき
年額二〇〇〇〇円

▼給付金の申請

給付金の申請を十一月十日から三十日までの間、受付しますので印鑑持参の上、役場住民課福祉係までお越しください。

ごはん料理 (そのI)

秋も深まり、食物のおいしい時期です。秋サバは脂がのり今が一番おいしい時、柿の葉ずしを作ってみませんか。奈良、大和地方に古くから伝わるおすしで、柿の葉で包むと強めの塩をししたサバが柔らかくともおいしいものです。

作り方

①米は洗って分量の昆布だしで炊きあげ、合わせ酢を混ぜてすし飯を作る。②塩サバは三枚におろし小骨と薄皮を除き、酢に浸してからそぎ切りにする。(塩サバが手に入らない時は、サバを三枚におろし強めの塩をふり一晩おいたものを使う)③柿の葉を洗って水気をふく。④すし飯をにぎり切ったサバをのせて柿の葉で包み、桶または鉢にきっちり並べて蓋をのせる。重石をし一昼夜ほどおく

材料(四～五人前)

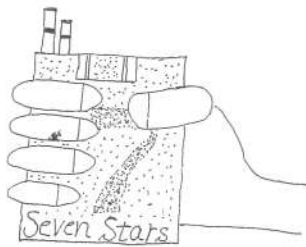
・米三カップ・昆布だし3½カップ
塩サバ一尾分・合せ酢½カップ
(砂糖大さじ3、塩大さじ1)
・柿の葉適宜

保健所だより

- ▶3カ月児健診 (受付時間 12:30~13:00)
第1・3月曜日
- ▶妊婦教室 13:30~
第1・2・3火曜日
- ▶精神衛生相談 9:30~10:30
毎週水曜日
- ▶3才児健診 12:30~13:00
第1・3金曜日
- ▶ツベルクリン反応注射 9:30~11:00
毎月第1月曜日

休日診療 (内科・小児科)

富田林市向陽台1丁目3-38
(富田林病院の正門左側)
電話 07212-8-1333
◆受付時間 10:00~11:30
13:00~16:30
◆診療日 日曜日・祝日・年末年始



たばこは村内で
買いましょう

月	日	時 間	場 所
11月27日 (木)		午前9時～正午	森屋公民館
		午前9時～正午	水分公民館
		午前9時～正午	川野辺集会所
		午後1時～午後4時	二河原集会所
		午後1時～午後4時	桐山金泉寺
11月28日 (金)		午前9時～正午	中津原集会所
		午前9時30分～正午	役場小吹台連絡所
		午前9時30分～午後1時	千早農協出張所
		午後1時～午後4時	上東阪集会所
		午後1時～午後4時	下東阪集会所

昭和五十五年度、固定資産税第四期分の納期は十二月一日です。本月も次の通り各地区へ出張徴収にお伺いします。この機会にぜひお納めください。

なお、十二月は出張徴収いたしませんので、村府民税第四期分も併せて納付くださいますようお願い致します。

「村税メモ」

(1) 拠 出 年 金

(55年7月から)

年金種別		現 行		改 正	
		年金額	月 額	年金額	月 額
老 令 年 金	5年年金	241,300	20,108	271,200	8月から22,600
	10年年金	296,900	24,742	318,600	26,550
	25年納付	470,700	39,225	504,000	42,000
	25年と(附加)	530,700	44,225	564,000	47,000
	40年納付	753,200	62,766	806,400	67,200
	40年と(附加)	849,200	70,766	902,400	75,200
障害年金	1級	597,500	49,792	627,000	52,250
	2級	478,000	39,833	501,600	41,800
遺準 児母 ・子 母年 子金	遺児 1人	478,000	39,833	501,600	41,800
	加算額2人目	502,000	41,833	561,600	46,800
	“ 3人目	506,800	42,233	585,600	48,800
	母子(準母子) 加算	／	／	8月から 180,000	15,000
寡婦年金60～65才		夫が受ける老令年金の2分の1		夫が受ける老令年金の2分の1	
死亡一時金(3年以上20歳未満)		23,000		23,000	

※老令(通算老令)年金額計算式1,680円×納付月数

(2) 福 祉 年 金

(55年8月から)

年金種別等	年金額	月 額	年金額	月 額
老令福祉年金	240,000	20,000	270,000	22,500
障害福祉年金	1級	360,000	30,000	405,600
	2級	240,000	20,000	270,000
母子準母子福祉年金	312,000	26,000	351,600	29,300

(3) 保険料の改正

昭和55年4月から3,770円(月額) 昭和56年4月から4,500円(月額)

私たちと国民年金

国民年金の期待は大きく、大阪府下では一八六万人(全国で二七八〇万人)が加入し、四九九万人(全国で五六九万人)が年金を受けています。

この国民年金に加入する人は、農林、漁業、商工業や、サービス業などの自営業者五人未満の事業所の従業員とそれらの家族です。日本国民で厚生年金や共済組合などの被用者年金制度に加入していないときは、二十歳から五十九歳までの間は必ず加入しなければなりません。またサラリーマンの奥さんなどは希望により任意加入することが出来ます。

国民年金には老齢年金、障害年金、母子年金などの七種類があります。これらの年金額は物価に応じて増額、改正されるしくみになっていますので、将来目減することはありません。

国民年金の保険料は、現在定額で一月三、七七〇円です。より多くの年金を希望される方は一月四〇〇〇円多く納める附加年金制度もあります。また保険料を納めることが困難な方には保険料免除の制度もあります。

国民年金は国とみなさんが協力

国民年金法

改正される

今、国会の焦点の一つとなっていた年金法等改正案が、去る十月二十九日に可決されました。昭和五十一年以来四年ぶりに見直しが行なわれ給付基準の大幅な引上げが行なわれました。十一月支給分から増額支給されます。

改正の主な内容は子供の多い未亡人や高齢の未亡人の生活保障を厚くするため遺族年金の寡婦加算額を二倍以上に増額し新たに月額一五、〇〇〇円の母子加算を設けられました。拠出年金は八割福祉年金は二・五割の引上げを行なわれ別表の通り改正されました。年金額の改正のほか福祉年金の所得制限の緩和と、厚生年金法などの改正も行なわれました。

して老後の生活を守ろうとして創設された制度です。

みなさんと共に更に大きく充実した年金制度にしたいものです。国民年金のお問い合わせは役場保険課へ。

あなたの年金は
大丈夫ですか。

老後の生活安定のため
保険料は毎月末に
忘れず納めましょう。

テレビ広報のお知らせ

社会保険庁提供の広報番組「きょうの健康あすの年金」が十月から放映されています。

放送局 関西テレビ

放送期間 (8チャンネル)
12月未だ毎週日曜
放送時間 午前6時45分から
午前7時まで

昭和五十六年度 保育所の入所 申請の受付

申請の受付

この度、村において初めての保育所を小吹台地区内に建設し、昭和五十六年四月一日から開園することになりました。

これに伴い、母親が働いていた、病気で子供の保育が家庭でできない人のために、つぎのとおり保育所の入所申請の受付を行います。

なお、受付けの際に面接を行いますので、あらかじめ必要書類を用意しておいてください。

※保育所の名称及び所在地
千早赤阪第一保育園

※入所申請書の受付期日
昭和五十五年十二月一日から十二月二十日まで

※入所申請書の受付場所
村役場住民課

※必要書類

(1) 保育所入所申請書(村役場住民課又は小吹台連絡所にあります)

(2) 措置理由証明及び申告書(母親の就労状態がわかる証明書)

(3) 就労証明書(会社等に勤務及びパートで勤務している場合)

(4) 自家営業従事者(自家営業に従事している場合)

(5) 内職証明書(内職をしている場合)

(6) 診断書(出産、病気、看護等の理由による場合)

これらの各様式は、保育所入所申請書についてあります。

(3) 世帯全員の住民票の写

※現在入所中の児童も昭和五十六年四月一日以降保育所へ入所が必要場合は、あらたに入所申請が必要です。

野山の神仏

③

―祖先のこころをたずねて―

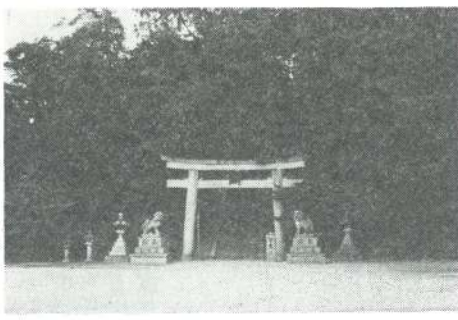
谷堂・室堂（水分）

〈建水分神社〉

冷夏による米の減収は戦後二番目のものといわれていますが、本村ではさしたることもなく、感謝の秋祭が建水分神社の御旅所ひえの前で去る十月十七日盛大に行なわれました。

建水分神社は遠く崇神天皇の時代に創建されたと伝えられます。もともと水分神は、大和朝廷が飛鳥地方にあったとき、それを中心にして東西南北の四隅に、宇陀、葛木・吉野・都祁の四水分神社が国境の守護神として配置されたのははじまりといわれています。

現在水分はミクマリとよまれており水利を掌る即ち水を配分する



【建水分神社】

神と解していますが、もとは「水を別ける」ことで分水嶺の分水と同意義の方が正しいとする説があります。

そこで本村の建水分神社も、最初は大和河内の分水嶺である水越峠の頂上に鎮座されていた葛木水分神社が、後水利を掌る神として再生し、両河から勧請されて河内側が建水分神社、大和側が関屋の葛城水分神社として現在地でおまつりされていると考えられます。

△宮寺―室堂（馬場室観音堂）

現在、建水分神社の下を通る国道三〇九号線と水越川左岸に開まれた西南部に「下の宮」という小字名があります。この一帯が水越峠頂上より遷宮された建水分神社の最初の鎮座地でありました。

ところが元弘の乱の時、兵火にかり焼失しましたので、建武中興なるに至り後醍醐天皇の命により、楠木正成が「宮の奥」に再建したのが現存の建水分神社です。同時に境内地周辺に宮寺であった室堂（馬場室観音堂）も再宮されました。

宮寺（神宮寺）とは、神社付属の寺院のことで、仏教が日本に伝来した当初は日本固有の神崇拝と衝突しましたが、次第に神と仏は接近して神仏習合思想が成立し、神社の境内やその付近に寺院が建てられました。それが宮寺（神宮寺）です。

河内国名所鑑に
「神書に建水分神社と有、……宮寺は十一面観音立像……」



御長二尺一寸ちやうてうの作也」とあります。

河内名所図鑑にも
「馬場室観音。定朝の作。長二尺一寸。神主守る。むかし神社伽藍、魏々として嚴重たり。中古織田信長の時荒廃す。今は坊舎の名のみ残りし也。南蔵院地藏院・吉祥院・馬場室・多門院等也
今二・三箇残りて尊像伝来しけり」

慶応四年の「寺社御取調書上帳」に

- 一、敷地 除地
- 東西四間
- 南北三間 此坪数拾貳坪
- 一、馬場室観音堂
- 梁行式間 家根瓦葺

このように御堂は兵火等により幾度遷してきましたが、当初より信仰の象徴であった十一面観音も文久年間、杜家の滅んだ時忘れられ、また、堂宇も明治元年の神仏分離令にもとづいてとりこわされ今はその遺跡が水分三三九番地の宅地と石川三十三番観音札所「第十八番水分室堂」

「法の水わけておなじ流れはとただ一すじにたのむ御仏」の詠歌とに昔を偲ぶばかりです。

△谷堂

「末の世も
なにあられて光なき
谷をもてらす法の月かげ」

建水分神社から旧金剛登山道を約一・五〇〇米進むと、「谷・谷の奥・観音堂・峯の堂」（小字名）へ着きます。

この一帯に寺歴はわかりませんが、古くより観音堂が建立され、地名より谷堂或は谷観音として信仰されてきました。

ところが前記室堂と同じく楠木正成が建水分神社を再建した時、その境内地（三四〇番地、建水分神社参道入口左側付近）に移築されました。

河内国名所鑑には
「水分谷寺十一面観音立像御長六寸五分。あん阿弥の作」
河内名所図鑑には

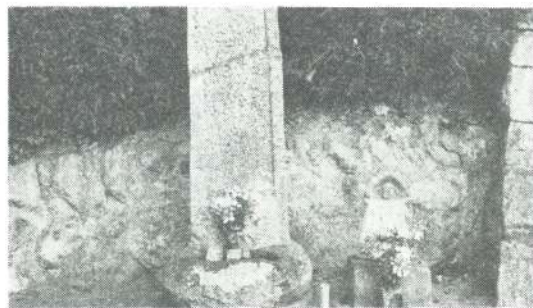
「本尊十一面観音、長六寸、安阿弥の作也。神主の隣地にあり」と記されています。

慶応四年の「寺社御取調書上帳」に
浄土宗無本寺 看坊 谷堂

- 一、敷地 年貢地
- 東西六間半 此坪数
- 南北式間半 百七拾五坪半
- 一、堂
- 梁行式間 家根 葉葺
- 桁行五間半 但西南間半縁付
- 一、庫裏
- 梁行式間 家根瓦葺

との記録がありますが、堂宇は前記室堂と同じく明治元年の神仏

分離令によりとりこわされ、十一面観音も文久年間に忘れられ現存していません。
ただ遺跡より西北数百米の二河原辺四四番地に「南無阿弥陀仏」の板碑と石仏がおまつりされています。



【谷堂石仏】

石仏の裏面と側面に
当水分村 沙門
谷堂観音寺 道薫

慶長十五年十月十五日
と記されています。

堂宇伽藍その輪廓の美を誇ったこの両宮寺も、栄枯盛衰・諸行無常のことわりにもれず、今は一石仏や古文書に名をとどめるのみですが、今もなお、四季折々、香華の絶えないようおまつりされている有徳篤行の浅岡家に感謝と仏恩の加護あらんことを祈念すると共に、種々御教示たまわりました水分地区長山本愛雄先生に厚く御礼申し上げます。

国際障害者年に向けて

完全参加と平等

厚生省は八月二十六日、来年度の国家予算編成における概算要求として八兆九百五十億三三〇〇万円の要求原案を発表した。前年度比九・八％増となっている。

厚生省の基本方針は

一、障害者など社会的に不利な条件をもつ人たちの社会参加促進

二、高令化社会への対応を柱として、施策の優先順位、選択と経費の重点化、合理化の徹底をはかることとしている。

心と力をひとつに

とくに、来年は国際障害者年にあたることから、メインテーマである「完全参加と平等」の実現に向けて障害者福祉対策の一層の拡充をはかることを最優先順位としている。

大阪府でも九月の補正予算の中に「国際障害者年準備費及び啓発事業費として五五〇万円を計上した。

さる五月には岸知事を本部長とする国際障害者年推進本部（十六幹事）を設置し、次いで九月には大阪府国際障害者年推進協議会（各界代表三十九人）が発足し、協議会長には畑中豊作、府社会福祉審議会委員長が選出された。

さらに各都市においては、昨年

度より厚生省の打ち出した身体障害者対策から「障害者福祉都市推進協議会」を結成し、現在四五市に達している。その第一号は守口市である。

来年の事業に向けて、すでにこのように大きな動きが始まっている。具体的には、高槻市川西地区では九月十四日、魚つかみ大会に四〇人の車イスの障害者を招待し車イスのまま川に入れたアユづかみを楽しませた。

また、同市では車イスの身障者の交通災害の訴えを入れて市の共済制度の規定を改正し、車イスも車両扱いとすることとして見舞金を支給した。

今までの障害者福祉は施設中心であったが、これからは、家庭や地域社会を障害者が住みやすいようにしていくという動きに変わってきた。そのためには障害者の問題を広く社会の問題として一般の人々に認識してもらわねばならない。啓蒙活動が重要となる。

「正常な社会とは何か」という国連の問題提起がある。「正常な社会」とは、いわゆる健常者だけがさまざまな便利や機会を享受できる社会ではなく、障害のある人も老人も子供も病人も妊産婦も、つまり何らかの弱い立場にある人々も、何の支障もなく生活を楽しめることができる社会だ」と書いてある。強い人々だけで作っている社会はむしろはんな社会だといえる。

この考え方は、われわれのものの見方の転換を要求している。そして、この考え方が全体の常識として浸透したら、われわれの社会は障害者にとっても、老人にとっても、だれにとっても、もっととっと住みやすくなると思うのである。

千早赤阪村人権教育推進協議会

＜歳時記＞

立冬

冬

おはようございます。

十一月七日、今日は立冬。

こよみの上では、今日からいよいよ冬にはいります……。などどラジオやテレビから、季節の変わり目を告げるアナウンサーの声が聞かれます。

立冬は、昔から伝わる暦の上での季節の区分点で、現代の生活には、あまり関係はないようですが最近では、テレビ、ラジオの朝のあいさつや、新聞の季節の話題などによく使われるので、ひところより、かえって親しまれてきています。



立冬は、毎年十一月の七日か八日ごろで、この日から立春の前日すなわち節分までが暦の上では冬です。ただ、実際には、立冬のころは木枯しが多少吹いても、その合間には風のないあたためたい小春日和が続いたりして、まだ冬の実感はありません。このあと暦の上では、小雪・大雪、そして十二月下旬の冬至と続いて本格的な寒さに向かい、冬至にはカボチャを食べる中風防止を願ったりこれから、日照時間がふえるという意味のお祝いをする地方もあります。

立冬については、昔中国で、天子が諸侯をひきつれて北の郊外へ冬を迎えにいったという話が残っています。

それにしても立冬は、北日本では、もうストロップの季節。省エネルギーに留意するとともに、火災にはくれぐれも気をつけましょう。

就学時の健康診断

実施について

つぎのとおり、来年度小学校就学予定者について、就学時の健康診断を実施します。

該当の方は、もれなく受診してください。

★対象者

昭和四十九年四月二日から昭

★実施日時

和五十年四月一日までの間に生まれた者。

月	日	時間	場所
11月	11日(火)	1時～	赤阪小
11月	19日(水)	1時～	千早小
		2時～	多聞小
11月	20日(木)	1時～	小吹台小

★問い合わせ先

千早赤阪村教育委員会

(電話二一〇〇八一)

お祝い電報の発信はできるだけお早めに！

お祝い電報は、挙式日の10日前から3日前までにお打ちになると160円引きになります。できるだけ事前発信をご利用ください。

115番の午前中は

ラッシュアワーです

大安日の前日や月曜日、金曜日などの午前中は大変混み合います。しかし午後の時間帯は比較的すいております。

大阪中央電報局

皆さんの声を
お寄せください

観光課では、一般新聞及び村広報の取材として、村内での変わったこと、めずらしいこと、また自らの体験等を募集しています。どんなことでも結構ですので、観光課まで一報ください。よろしくお願いします。

自然休養村管理センター内
観光課 電話二一四四七